

1. 第1回 NIPT等の出生前検査に関する専門委員会における指摘事項

- 認証施設のウェブサイトにおいて、自施設が認証施設であることを明示していないケースが散見され、そのことが認証施設での受検数に影響を及ぼしている可能性があるのではないか。
- 妊婦等に選んでいただけよう、認証施設が適切な情報を上手に見せていく仕組みが必要ではないか。
- 医療広告ガイドラインを含めた対応が必要ではないか。

NIPT認証医療機関のウェブサイトにおける情報提供について

2. 広告可能事項の限定解除要件

※「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を基に作成

広告可能事項の限定解除が認められる場合は、以下の①～④のいずれも満たした場合とする。ただし、③及び④については自由診療について情報を提供する場合に限る。

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

基本的な考え方：

医療広告は、患者等の利用者保護の観点から、次のような考え方に基づき、限定的に認められた事項以外は、原則として広告が禁止されてきたところである。①医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと。②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること。今回の広告規制の見直しに当たっては、こうした基本的な考え方は引き続き堅持しつつ、規制対象を「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」に拡大する一方、患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合については、幅広い事項の広告を認めることとした。

ウェブサイトにおける広告の考え方

法や広告告示による 許可範囲	限定解除の要件を満たすもの
-------------------	---------------

3. 方針（案）

- 出生前検査認証制度等運営委員会において、認証施設が参考とできるよう、限定解除要件を満たすNIPT等に係るウェブサイトの情報提供の具体例を作成していただくこととしてはどうか。
- 具体例については、本専門委員会へご報告をいただいた上で、運営委員会から認証施設に周知いただくこととしてはどうか。あわせて、厚生労働省が示している「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」への掲載など、さらなる周知の方法についても検討してはどうか。